**煙火消費許可申請のチェックリスト**

申請時間の短縮を図るため、以下の注意点を確認してから申請書を提出してください。

**１　許可申請書が3部揃っていますか？**

申請（提出用）には3部必要です。消費場所が海域に及ぶ場合は4部必要です。なお1部は、申請者の控えとして許可証交付の際お返しします。

**２　花火の種類と数量がすべて一致していますか？**

申請書（押印した１ページ目）と添付の資料の種類・数量が異なっているケースが多く見られます。特に、手筒に関しては不一致の場合が多いので、今一度確認してから提出してください。

**３　消費場所（番地等）はすべて記載されていますか？**

消費場所の地番表示の記載漏れや、複数の消費場所があるにもかかわらず、１箇所の消費場所しか記載されていないケースがよく見られます。許可証に記載されるため、消費場所が抜けている場合、消費できなくなりますので注意してください。

**４　１８歳未満の方が煙火取扱従事者名簿に記載されていませんか？**

１８歳未満の方は原則として煙火の取扱いができませんので注意してください。特に手筒の従事者名簿に誤って記載されていることがありますので、生年月日を十分確認してください。

**５　消費場所の図面に保安距離が確保できることが分かるように、観客、建物等へ距離が記載されていますか？また、観客の位置は明示しておりますか？**

煙火消費の許可申請の際に保安距離の確保が必要条件になりますので、煙火の種類ごとに実際確保できる距離関係を図面に記載してください。

**６　立入禁止措置を行う位置を図面に記載し、実施措置についても記載してありますか？**

消費場所に通じる道路等には、保安距離以上の地点で立入禁止措置を施し、どんな方法で関係者以外の立入禁止をするか図面に記載してください。

**７　中国花火を消費する場合、すべての種類の「輸入煙火証明書」を添付してありますか？**

中国煙火はそれぞれの固有名称を使用して申請書に記載していただくか、別紙にまとめて種類及び数量を記載してください。

**８　打揚煙火を消費する場合には、打揚筒の固定方法、打揚者の防護措置に関する図面を添付してありますか？**

**９　許可申請には、手数料7,900円が必要になります。**

許可された後で、消費する煙火の種類の追加あるいは許可を受けた煙火の数量増加を行うなどの場合は、再度許可申請が必要となります。

なお、ご不明の点がありましたら、下記の連絡先までお問合せください。

連絡先　田原市消防本部予防課危険物係

電　話　０５３１－２３－４０７４